



障がい・発達に心配のあるお子さんのために

児童などの療育支援

問 福祉課 ☎59-2146 FAX57-7185

✿ 児童発達支援

家庭から通いながら利用する療育の場

事業所名	住所	お問い合わせ
多機能型事業所 ふーれい	大竹市立戸1-4-29	☎0120-688-707

✿ 放課後等デイサービス

学校以外の居場所づくりの場であるとともに発達支援も行う場

事業所名	住所	お問い合わせ
IRISA(イリーサ)	大竹市油見3-19-18	☎35-5848
HOORAY(フーレイ)	大竹市新町1-10-5	
多機能型事業所 ふーれい	大竹市立戸1-4-29	☎0120-688-707
フーレイ	大竹市小方1-12-6	

障害者手帳

問 福祉課 ☎59-2146 FAX:57-7185

障害者手帳は、3種類あり、交付を受ける場合には、申請が必要となります。

障害者手帳の交付を受けた場合、障害の程度に応じてさまざまなサービスが利用できます。

- 身体障害者手帳(身体に障害がある場合)
- 療育手帳(知的障害がある場合)
- 精神障害者保健福祉手帳(精神障害がある場合)

(以下は広告スペースです)



子どもと保護者を笑顔でつなぎつづける架け橋を目指しています
放課後等デイサービス IRISA 広島県大竹市油見 3-19-18
TEL 0827-35-5848 / E-mail info@irisa.plus



軽度・中等度難聴の児童補聴器購入費助成事業

問 福祉課 ☎59-2146 FAX57-7185

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の児童に対して、補聴器の購入または修理するための費用の一部を支給しています。購入などの前に申請が必要で、特に聞こえにくい耳への片側装用を原則としています。

対 象

次の①～③のすべてに該当する方

- ①市内に居住している18歳未満の方
- ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方
- ③聴力障害による身体障害者手帳の交付対象でない方

※ 世帯の中に市民税所得割額46万円以上の方がいる場合は、対象外になります。

小児慢性特定疾病医療費助成制度

問 広島県西部保健所 保健課 ☎0829-32-1181

次の特定疾患にかかっている児童(満18歳未満、疾病により満18歳到達時点で給付を受けている場合は、満20歳になる誕生日の前日まで延長できます)が利用できる医療費助成です。

- 悪性新生物
- 慢性心疾患
- 糖尿病
- 先天性代謝異常
- 慢性腎疾患
- 膠原病
- 内分泌疾患
- 血友病等血液の免疫疾患
- 慢性呼吸器疾患
- 神経・筋疾患 など

指定難病医療費助成制度

問 広島県西部保健所 保健課 ☎0829-32-1181

「指定難病」と定められた疾患で一定程度の病状に該当する方の医療費を助成します。年齢制限はありません。

自立支援医療(育成医療)

問 福祉課 ☎59-2146 FAX57-7185

次の疾病・障害があるお子さん(満18歳未満)に医療費助成があります。医療機関が指定されており、前年の所得の状況(市民税所得割の額)に応じた自己負担が必要です。

- 肢体不自由
- 視覚障害
- 聴覚・感覚機能の障害によるもの
- 音声・言語・咀嚼機能障害
- 内臓障害(手術により将来生活能力を維持できる状態に限る)
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 など

自立支援医療(精神通院)

問 福祉課 ☎59-2146 FAX57-7185

統合失調症・てんかん・その他の精神疾患(発達障害を含む)などで通院治療中の方の医療費の一部を助成します。年齢制限はありません。

特別児童扶養手当

問 福祉課 ☎59-2148 FAX57-7185

精神または身体に障害があるお子さんを監護している保護者に支給されます。

対 象

身体または精神に、重度または中度の障害があり、一定の介助などの必要がある20歳未満のお子さんを監護している保護者(所得制限があります。)

支給額

月額 1級/55,350円(令和6年度)

2級/36,860円(令和6年度)

※ 4月、8月、11月の3回に分けて支給されます。

障害児福祉手当

問 福祉課 ☎59-2146 FAX57-7185

心身に重度の障害があるために、日常生活において常に介護を必要とするお子さんに支給されます。

対 象

日常生活において常に介護を必要とする状態にある、在宅で20歳未満の重度の障害のある方(所得制限があります。)

支給額

月額 15,690円(令和6年度)

※ 2月、5月、8月、11月の4回に分けて支給されます。

重度心身障害者医療費助成制度

問 保健医療課 ☎59-2141 FAX57-7185

対 象

● 身体障害手帳1～3級の方 ● 療育手帳④、A、⑥の方

※ 所得審査があります。詳しくはお問い合わせください。

利用方法

受診の際には、医療保険証とともに受給者証を医療機関窓口へ出してください。その場合の自己負担額は次のとおりです。

※ 1医療機関につき1日200円(かかった医療費が200円未満のときはその額)

※ ただし1か月における窓口支払いは、通院は4日、入院は14日まで

※ 院外処方の場合における保険薬局での患者負担額および治療用装具代に関する患者負担額はありせん。

受給者証は広島県内のみ利用できます。県外で受診した場合は償還払いの申請ができませんので、保健医療課までご連絡ください。